

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)(素案)の概要

| 3本柱 | 項 目 | | 現 行 | 改 訂 (案) | 改 訂 の 考 え 方 | |
|--------------------------|-----------------|--|---|---|---|--------------------------------|
| 柱 ① | コスト算定の 明確化 | 対象範囲 | 使用料 | ○施設を定期的に維持管理するための経費 ・物件費等の消費的支出 ・施設の維持管理に要する人件費 (※冷暖房料の割増料金あり) | ○施設を定期的に維持管理するための経費 ・物件費等の消費的支出 ・施設の維持管理に要する人件費 (※冷暖房料の割増料金あり) | (変更なし) |
| | | | 手数料 | ○サービス提供のために直接必要となる経費 ・事務処理に要する事務経費 ・事務処理に要する人件費 | ○サービス提供のために直接必要となる経費 ・事務処理に要する事務経費 ・事務処理に要する人件費 | (変更なし) |
| | | 対象コスト | 使用料・手数料 | ○直近年度の決算額による。 | ① ○直近4か年度の決算額の平均額を基本とする。 | 単年度の特異要因を平準化できることから、決算の平均額とする。 |
| | コスト負担割合の 明確化 | 負担割合 | 使用料 | ○広く市民に及ぶ義務的なサービス 市費負担 100% 受益者負担 0% ○広く市民に及ぶが選択的なサービス 市費負担 50% 受益者負担 50% ○便益が特定されるサービス・民間と競合するサービス 市費負担 0% 受益者負担 100% (貸室・共用スペースを対象とし、管理スペースを除く。) | ○広く市民に及ぶ義務的なサービス 市費負担 100% 受益者負担 0% ○広く市民に及ぶが選択的なサービス 市費負担 50% 受益者負担 50% ○便益が特定されるサービス・民間と競合するサービス 市費負担 0% 受益者負担 100% (貸室・共用スペースを対象とし、管理スペースを除く。) | (変更なし) |
| | | | 手数料 | ○受益者負担 100%(原則) | ○受益者負担 100%(原則) | (変更なし) |
| | | 無料施設の有料化 | | ○現行の無料施設は有料化を検討し、必要な施設は有料化する。 | ⑦ ○受益者負担を求めべき施設である場合は、他都市の状況や費用対効果を踏まえ、有料化を検討する。 | 受益と負担の適正化を徹底するため、表現を変更する。 |
| 柱 ② | 減免取扱の 適正化 | ＜各種団体等の減免規定を設けている施設＞ 地区会館、公民館、農村地域センターなど | | | | |
| | | 対象者 | ○社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体等が本来の活動のために利用 | ○社会教育団体、社会福祉団体及び地域自治団体等が本来の活動のために利用 | (取扱変更なし) | |
| | | 減免内容 | ○免除→減額(5割) | ○減額(5割) | (取扱変更なし) | |
| | | ＜高齢者の減免規定を設けている施設＞ 科学館、博物館など | | | | |
| | | 対象者 | ○高齢者(60歳以上→70歳以上) | ○高齢者(70歳以上) | (取扱変更なし) | |
| | | 減免内容 | ○免除 | ⑧ ○減額(5割) | 負担の公平性を図れるよう、減免内容を変更する。 | |
| ＜学生・若年層向けに新たに減免規定を設ける施設＞ | | | | | | |
| 対象者 | | ⑨ ○若者の団体が公益的・公共的な活動のために利用 | 次代を担う学生・若年層の活動を促し、地域の活性化と担い手の育成を図るため、新たに対象とする。 | | | |
| 減免内容 | | ○構成員の半数以上が30歳未満の場合、減額(5割) | 他の区分に準じ、減額(5割)とする。 | | | |
| 柱 ③ | 定期的な見直し | | ○4年を目途に必要な見直し | ⑩ ○4年を目途に必要な見直し。 (定期の料金改定を見送った場合や、見直しが必要な特別な事情が生じた場合は、次の4年を待たずに見直しを行う。) | できるだけ最新のコストを反映させることで、受益と負担の適正化を図る。 | |
| | | その他 | ○受益者の負担が急激に上昇する場合は、激変緩和措置(上限率の設定や段階的な改定等)を考慮することを基本とする。 | ⑪ ○受益者の負担が急激に上昇する場合は、激変緩和措置として改定前の料金の1.5倍を上限とする。 | 上限率を明示する。 | |